

## 1. 企業の社会的責任（CSR）をめぐる国内外の動向

### 1.1 CSR への取り組みを求められる日系企業

近年、経済活動のグローバル化、インターネットの普及に代表される情報化の進展、社会情勢の多様化、国内外を問わず発生した企業不祥事などを背景に、企業の社会的責任（CSR: Corporate Social Responsibility）に対する関心が急速に高まっている。欧米企業はもちろんのこと、わが国の企業も CSR への取り組みを自主的かつ積極的に進め、大企業を中心に多くの企業にはすでに CSR に取り組むための専門部署が設置されている。また、まだ具体的な取り組みを行っていない企業の多くも、CSR への取り組みが企業価値を高め、社会から信頼を得るために欠かせないことに気付いて、CSR に関する情報収集などに真剣に取り組み始めている。一方、企業を取り巻くさまざまなステークホルダー（利害関係者）にとっても、CSR は企業を評価するための重要な指標となりつつある。

ところで、グローバル化の進展に伴ってわが国企業の活動は国境を越えて広がり、非常に多くの日系企業が、アジア地域を中心に経済活動を展開している。これらの日系企業は進出先において当然、日本国内とは異なった価値観や慣習、社会経済状況にさらされる。その中で日系企業が従業員や地域社会、消費者などといったステークホルダーと良好な関係を保ち、企業の存在価値を高めていくためには、これまで通り経済的利益を上げつつ、法令遵守や環境保全への配慮に取り組んでいくことはもちろん、雇用や製品・サービスの安全性、社会貢献といった分野での貢献を果たすことが要求される。特に開発途上地域に立地する日系企業にとっては人権問題や公正な労働基準の確保、貧困問題への対応など、途上地域特有の課題においても責任を果たす必要がある。つまり日系企業がさまざまなステークホルダーの要求を満たしつつ海外市場で生き残っていくためには、否応なしに上記のような CSR への取り組みが求められることとなる。

以下では、海外、特に開発途上地域において事業展開する日系企業が CSR への取り組みを考える際に参考となる、CSR に関する国内外の主要な動向や国際的ガイドライン等に関する情報を紹介する。

### 1.2 定義が難しい CSR

CSR がカバーする領域は広く、現在のところ世界統一的な定義はみられない。CSR に関わる各国の団体や企業が、それぞれの立場から独自の定義をしているのが現状となっている。一例を挙げると欧州委員会（EC）が 2002 年 7 月に発表したホワイトペーパー<sup>1</sup>では、CSR を「責任ある行動が持続可能なビジネスの成功につながるという認識を企業が持ち、社会や環境に関する問題意識を、その事業活動やステークホルダーとの関係の中に、自主的に取り入れていくための概念」と定義している。またわが国の経済産業省では「法律遵守にとどまらず、企業自ら、市民、地域

<sup>1</sup> ホワイトペーパーは特定の分野における共同体の活動について、欧州委員会が提言を行う資料。グリーンペーパーが議論を喚起するために作成されるのに対し、ホワイトペーパーは特定分野の発展を目的としており、公的な提言を含んでいる。グリーンペーパーとは、欧州委員会が特定の政策分野に関して刊行する文書。文書として刊行され、立法のための参考資料として関係者に配布される（国立国会図書館国会官庁資料室ホームページより）。

及び社会を利するようなかたちで、経済、環境、社会問題において、バランスのとれたアプローチを行うことにより事業を成功させること」と定義している。

いずれも抽象的であるが、もう少し平易に言い換えると、①経済・社会の中で企業が占める存在は大きく、企業活動のあり方がさまざまなステークホルダーに多くの影響を与える、②このため企業は社会的責任を果たすため、企業本来の目的である経済的利益を追求するだけでなく、環境と社会に関する配慮を企業活動に組み込み、ステークホルダーとの共生を築く取り組みを行う必要がある、③その取り組みの結果、企業が経済、環境、社会のいわゆるトリプルボトムライン<sup>2</sup>のバランスがとれたかたちで企業価値を向上させることができる——考え方、ということができる。またこの場合のステークホルダーの範囲は広く消費者、従業員、投資家、地域住民、NGOといった通常考えられるものから、環境や地域生態系までを含めるとした考え方もある。このため企業がCSR活動に取り組む際には、企業を取り巻くステークホルダーとの積極的なコミュニケーションが不可欠であり、情報開示や説明責任を果たすことも重要となる。

ただし、社会側面の取り組みについては法律の遵守、環境保全をはじめ、人権、労働環境、安全衛生、消費者保護、地域社会貢献、腐敗防止など幅広い要素が絡み合うことから、CSRに取り組む企業にとっては、業種や業態、立地などの個別条件に応じて柔軟な取り組みが求められることとなる。またCSRの具体的な取り組み内容は、地域や国の文化や宗教、慣習、経済的条件などによって求められるものがさまざまであり、海外事業を展開する日系企業にとっては、企業活動を実施する地域や国の立地特性に応じたきめ細かな対応が求められるといえる。このため、社会的責任を果たすというCSRの概念は共通であっても、CSRとして何に優先的に取り組むかは個々の企業が独自に考える必要がある。

さらに、企業の責任の範囲は資本関係のある関連企業や取引先企業にも広がる傾向にあることから、自社の取引先であるサプライヤーの起こした問題に対しても責任が問われる場合がある。このためサプライヤーの環境規制の遵守、労働条件、人権配慮などへの目配りと管理も求められることとなる。

### 1.3 日本国内のCSRに関する動向

CSRというとまったく新しい概念のようだが、日本においても江戸時代の商家の家訓や歴史ある企業の社是、社訓などに社会との共生や社会への貢献をうたうものが数多く見られ、古くからわが国の商人道の底流にはCSRの概念が流れていたといえる。その代表としては、江戸時代から明治時代にかけて今の滋賀県（近江）を本拠地に活躍した近江商人の「三方よし」の理念が挙げられる。その「売り手よし、買い手よし、世間よし」の理念は現代の企業活動に置き換えると、売り手は企業、買い手は消費者、取引先、そして世間は社会を表すこととなる。その後第二次世界大戦を経て、高度成長期を迎えた日本は1970年代に公害問題が多発し、まだCSRという言葉はなかったがマスコミ等で「企業の社会的責任」という言葉が使われるようになった。しかし、公害問題が終息にむかい石油ショックから低成長期に入るとともに、企業の社会的責任に対する関心は薄れ、企業と社会の関係を問い直すような議論には発展しなかった。

現在関心を持たれているCSRの普及の背景は日本、欧州、米国などそれぞれの国・地域によって異なるが、わが国の場合は日本企業の活動のグローバル化、続発した企業不祥事に対する反省、

---

<sup>2</sup> 持続可能な発展の観点から、企業を財務（経済）側面に加えて、環境側面、社会側面を加えた三つの観点から総合的にバランス良く評価し、それぞれの価値を総合的に向上させていこうとする考え方。

CSR への取り組み状況によって企業を格付けして投資先を決める社会的責任投資 (SRI:Socially Responsible Investment) の広がり、国際標準化機構 (ISO:International Organization for Standardization) による規格化論議、消費者や NGO などのステークホルダーからの情報開示要請の高まり、などが背景となったといえる。

日本における企業の CSR への取り組みは 2000 年頃から始まり、2002 年から 2003 年にかけて本格化した。環境省が毎年度実施している「環境にやさしい企業行動調査」の 2003 年度調査結果によると (調査実施時期は 2004 年 3 月)、回答があった 2 千数百社の日本企業のうち、「CSR を意識した経営を行っている」とした企業が 48.2%、「今後行う予定」と回答した企業が 27.6% となっており、CSR に関する関心が非常に高いことがわかる。また、CSR を専門に扱う部署の設置状況をきいたところ、「すでに設置している」企業が 18.0%、「部署はないが担当者がいる」が 23.8% となり、およそ 4 割の企業がすでに CSR 担当部門をもっていることが明らかとなっている。さらに CSR を意識する理由としては、「社会的リスクの回避・軽減」、「不祥事発生防止のリスクマネジメントのため」、「多様なステークホルダーとの信頼性確保」とした回答が多くなっている。

一方、これらの個別企業における CSR への取り組みの増加を受けて、行政機関や経済団体などにおける CSR への取り組みも目立っている。環境省では 2004 年に「社会的責任 (持続可能な環境と経済) に関する研究会」を発足させ、CSR に関する調査研究を進めている。また 2003 年 4 月に改訂された「環境報告書ガイドライン (2003 年版)」においては、環境報告書に記載することが望ましい社会的取り組みに関する記載事項項目の充実を図り、「労働安全衛生」「人権及び雇用」「地域の文化の尊重及び保護」「広範な消費者保護及び製品安全」「政治及び倫理」「個人情報保護」の各項目が挙げられている。経済産業省においては 2004 年 4 月、「企業の社会的責任 (CSR) に関する懇談会」を設置し、企業の CSR への自主的な取り組みを促すための課題などを調査している。

経済団体の取り組みはより具体的で、日本経済団体連合会では 2004 年 2 月、①日本経団連として CSR の推進に積極的に取り組む、②CSR は官主導ではなく、民間の自主的取り組みで進められるべきである——などを骨子とした「企業の社会的責任 (CSR) の推進にあたっての基本的考え方」をまとめ、これに基づいて同年 5 月に「企業行動憲章」の改訂を実施した。新たな企業行動憲章では、前文に人権尊重が盛り込まれるとともに、10 条からなる本文には「従業員の多様性の尊重」「国際的な事業活動における国際ルールや現地法律の遵守、現地の文化や慣習の尊重」など、CSR 的概念が多く盛り込まれた。引き続き同年 6 月に発表された「企業行動憲章実行の手引き」においては、児童労働・強制労働の禁止が明記されるとともに、国際的事業活動においては現地取引先における社会的責任への取り組みに関心を持ち、改善のための支援を行うとした CSR に関するサプライチェーン管理に関する記述も盛り込まれている。

もう一つの主要経済団体である経済同友会においては 2003 年 3 月、『第 15 回企業白書「市場の進化」と社会的責任経営』と題したレポートをまとめている。レポートでは CSR の重要性が提起されるとともに、経営者が CSR への取り組みを自己チェックできる「自己評価基準」を提唱している。基準は CSR を市場、環境、人間、社会の 4 分野に分けた 110 項目で構成されている。同会では 2004 年 1 月、この評価基準を用いた会員企業 229 社の自己評価レポート「日本企業の CSR: その現状と課題」を発表している。

## 1.4 国際的な CSR に関する動向

前述したように CSR は文化圏ごとに背景が異なりそれぞれ特徴を持っている。現在世界の CSR 動向に大きな影響を与えるのは何といても欧州と米国の動きである。欧州では失業率の高さから雇用問題への対応が CSR 普及を後押ししており、米国では企業不祥事の発生を受けた企業倫理の追求、社会・地域貢献に CSR の重点が置かれているといえる。加えて欧米では、社会的責任がある企業に投資する SRI ファンドが盛んである。財務面だけではなく、環境、社会面も含めて企業価値がトータルに格付けされるようになってきている。また、日本を除くアジア地域では CSR の本格的発展はこれからという段階だが、各国に CSR を推進するための団体が組織されはじめ、例えば貧困の解決といったアジア地域特有の社会的課題を優先した CSR の普及に取り組んでいる。また 2004 年夏、これらの団体のネットワーク組織が発足している。

一方、国連などの国際機関等においては、すでに CSR に関する基準やガイドライン等が作られているほか、ISO においては現在、社会的責任 (SR: Social Responsibility) の国際規格作りが進められている。

これらの動きはいずれも、グローバルな経済活動が当たり前となる中、日本企業の CSR への取り組みの方向性や企業経営のあり方に大きな影響を与えることとなる。

### (1) 欧州の動向

欧州では 1984 年にイギリスで欧州最初の SRI ファンドが発売されたことに見られるように、1980 年代から企業が社会に果たすべき役割として CSR に対する関心が高まってきた。その背景としては、失業・雇用問題、環境問題、企業活動のグローバル化による開発途上地域での人権・労働問題、投資家の投資判断における社会基準の重要化などが挙げられるが、最も大きかったのは欧州統合の過程で各国で政治問題化した失業率の上昇だった。また、共通通貨ユーロの導入条件として欧州連合 (EU) 加盟各国の財政赤字を毎年 GDP 比 3% 以内にするとした規制によって、各国政府が例えば失業対策などの社会対策に財政支出をしにくくなり、低下した政府の役割を企業が補うべきだとする気運が高まったことも CSR の推進を後押しした。さらに、消費者や投資家が企業の社会的行動を評価して選別する行動が始まったことも CSR 推進に貢献した。その中では、専門性と行動力を持った NGO、NPO が直接企業にさまざまな働きかけをして、大きな役割を果たしている。

欧州全体の CSR 推進への具体的動きとしてはまず、リスボンで 2000 年に開催された欧州理事会で宣言された 10 年後の EU の戦略的目標が挙げられる。目標は「より良い雇用と社会的結束によって、持続可能な経済成長をめざす」としたもので、この中で CSR は重要な役割を果たすと位置づけられた。これを受けてその後、EU の主要機関の一つである欧州委員会 (EC) 内で CSR に関する本格的な検討がはじまり、2001 年 7 月に「CSR に関する欧州枠組みの促進」と題したグリーンペーパーがまとめられた。2002 年 7 月にはグリーンペーパーに関するパブリックコメントを反映してホワイトペーパー「持続可能な発展への企業の貢献」が公表された。ホワイトペーパーにおいては CSR を定義して環境・社会問題に対する企業の役割を明確化するとともに、EU のあらゆる政策に CSR を取り入れていくことを表明し、実行に向けた枠組みを示した。またホワイトペーパーには CSR に関する EU マルチステークホルダー・フォーラムの設立が盛り込まれ、これに基づいて 2002 年 10 月同フォーラムが発足した。フォーラムには企業、NGO、労働組合、消費者、投資家などさまざまなステークホルダーが参加、約 20 カ

月の討議を経て2004年6月、①CSRの基本原則（例えば行動規範、労働協約など）に関する関係機関・関係者の意識向上、②CSRに関する企業の理解力・連携強化の推進、③公的機関及びEUのCSR推進のための役割強化——などの9項目からなる勧告をまとめ、EUにおけるCSRの推進と実施を促した。今後この勧告がEUの政策にどのように反映されていくかが注目される。

また、産業界では欧州地域のCSR推進に関する企業ネットワークとして1995年CSRヨーロッパが設立され、その後CSRの普及活動に取り組んでいる。

EUのこのような動きに呼応するように、加盟各国もそれぞれCSR促進のための施策を進めている。このうちCSRに最も積極的に取り組んでいるイギリスにおいては、2000年7月に年金法が改正され、年金の運用受託者に対して投資銘柄の選定・運用・売却にあたって、投資先企業の環境・社会・倫理面の評価を行っているかどうかの情報を開示するように義務づけた。これを受けて英国保険協会は2000年11月、「社会的責任投資に関する情報開示ガイドライン」を作成している。またイギリスでは現在、EUの会社法近代化指令（2003年6月）を受けて会社法の改正が議会で審議されており、中規模以上の企業（英国会社法の適用を受ける上場企業）には年次報告書に営業・財務の状況（OFR: Operating and Financial Review）の開示が義務づけられ、その中では株主が企業の情報を判断するために必要と判断された場合には、CSR情報（環境、社会、地域、倫理、法令遵守等に関する方針・取り組み成果）の開示が要求されることになる。なお、改正法の施行は2005年4月の予定。

その他イギリスでは、2001年4月から貿易産業省の閣外大臣としてCSR担当大臣が置かれ、さらに同省内にCSR専任部局が設けられている。

イギリス以外でもフランスやドイツではCSR推進を政府が後押ししている。フランスではイギリスに次いで2002年5月、CSR担当大臣（持続可能な発展担当大臣）を設置するとともに、イギリスや日本の会社法にあたる新経済規制法によって、上場企業に2003年から財務情報と並んで、環境・社会的側面の情報開示を義務づけている。ドイツでも2001年8月に年金制度を改正し、年金基金の運用受託者に対して倫理、環境、社会面に関する配慮についての情報公開を義務づけている。

このように、欧州では、EUをはじめ各国政府がCSRの推進に積極的に絡み、CSRに関する枠組みや法制度づくりに積極的に関与しているのが特徴となっている。なお欧州におけるCSRは、社会や環境問題が重点とされており、わが国でいわれるようなCSRとコンプライアンス（法令遵守）を結びつける傾向はあまりない。法令遵守は当然の義務であり、CSR以前の問題として扱われている。

## （2）米国の動向

米国のCSRは、民間企業によるさまざまな社会問題への対応行動の色彩が濃く、CSRの推進に対する政府の直接関与はほとんど見られない。米国のCSRは文字通り、「Corporate＝企業」が主体となって展開されている。米国では歴史上多くの企業の不祥事や法令遵守違反が発生し、それが企業の存続に関わった場合も少なくないことから、CSRは企業倫理、法令遵守、コー

ポレートガバナンス（企業統治）をはじめとした企業のリスクマネジメント的な色彩も強い。企業の利益と評価、存続のためには、CSR への取り組みを通して透明性の高い行動に取り組まざるを得ないともいえる。また米国ではもともと、企業が社会に対して積極的な影響をもたらすこと、つまり「善行」を行うことが評価される風土があることから、CSR の具体的な取り組みは地域社会への貢献や寄付活動などといった社会貢献活動への取り組みが中心になってきた。特に地域社会の一員としての地域貢献活動は盛んで、有力企業ほど地域貢献を実施することが期待されている。

特に近年米国に CSR が普及するきっかけになったのは、いずれも不正な粉飾決算によって破綻した 2001 年のエンロン社、2002 年のワールドコム社といった巨大企業の不祥事であったといえる。企業倒産によって従業員、地域社会、取引先といったステークホルダーが大きな影響を受けたことから、消費者や NGO、政府などがステークホルダーとして企業倫理の再構築を求める圧力をかけている。また、旧来型の米国の企業統治が限界を迎えたのではないかという疑問から、企業統治を再度見直す手法として CSR が普及したともいえる。

また、企業活動のグローバル化に伴い、開発途上地域にある下請け企業が児童労働や劣悪な労働条件を放置するなどの問題を引き起こし、米国の親元企業製品の不買運動が展開されたことを受けて、最近ではグループ会社の枠を超えて末端のサプライチェーンにまで自社の行動規範の遵守を求める CSR に関するサプライチェーン管理に取り組む企業も増えている。

もう一つ米国において CSR の普及を後押ししているのは、SRI ファンドの規模拡大である。1920 年代にキリスト教会が資金運用にあたって酒、タバコ、ギャンブル、軍需産業等に関する企業への投資を排除する行動（ネガティブスクリーニング）によって、企業の社会的責任を問うたのが SRI のきっかけとなっているが、この宗教的価値観を背景としたネガティブスクリーニングの手法は、年金基金などの行動規範に大きな影響を与えた。その後 1960 年代の公民権運動やベトナム戦争、70 年代の消費者運動、80 年代の環境問題、反アパルトヘイト運動などがきっかけとなって「社会的、環境的に問題のある企業には投資しない」という企業の社会的責任を投資行為に反映させる社会的仕組みが一般化し、それが CSR と結びついていったといえる。米国の SRI は、年金基金以外にも民間の投信会社などが次々と取り組んだこともあって、2004 年の SRI ファンド残高は約 230～240 兆円に達し、全米のファンド総額のほぼ 1 割を占めているといわれている。このような SRI 拡大の中で、SRI における評価を獲得しようとする企業の考え方も CSR の普及を後押ししているといえる。

なお、米国には直接 CSR を推進するための法制度はないが、前述したエンロン社の破綻などを契機に、2002 年に企業改革法（Sarbanes - Oxley Act of 2002）が成立し、企業の監査や内部管理体制の強化が図られた。

### （3）日本を除くアジア地域の動向

日本を除くアジア地域における CSR の発展は、地域全体としてはまだまだこれからといった段階にあるが、ここしばらくの間に各国に CSR の推進を目的とした団体が設立されはじめている。またシンガポールの CSR 推進団体である CCSR（Center for Corporate Social Responsibility）などの呼びかけによって 2004 年 7 月、これらの団体の地域ネットワーク組織として「アジア太平洋 CSR グループ」（Asia Pacific CSR Group）が発足し、CSR に関する情報交換と経験を共有する取り組みをはじめている。2005 年 1 月現在 9 ヶ国（オーストラリア、

香港、インド、インドネシア、パキスタン、フィリピン、シンガポール、スリランカ、タイ)の CSR 推進団体が参加している。

アジア地域において CSR の普及が必要とされる背景としては、貧困問題への対応、雇用や労働問題への対応、環境公害問題の深刻化、法令遵守意識の低さなどが挙げられるが、アジア地域においては、政府が関与して CSR 推進組織づくりをするシンガポール、労働環境の向上を目的とした国内規格・認証制度を導入したタイなどの一部の国を除いては、国家（政府）の統治レベルが弱いことから、今後 CSR が普及していくためには、企業をはじめとする民間レベルによる推進力が求められる。このような中、CSR の推進を目的とした団体の活動はもちろん、CSR に関する多くの情報と経験を持つ日系企業をはじめとする外資系企業の役割は大きいといえる。

ところで今回の調査では、アジア地域においてはフィリピン、タイ、シンガポール、中国を対象に日系企業、欧米系企業、地元資本企業の CSR への先進的な取り組みを取材した。いずれもアジア地域における CSR に関する取り組みのトップランナーといえる事例であったが、日系企業や欧米系企業は環境保全への取り組みに加えて、地域社会への貢献や雇用問題などを対象とした CSR に取り組んでいた。一方、地元企業の中にも貧困問題への対応など、地域特性を活かした独自の視点によるすぐれた CSR 活動に取り組む事例がみられた。

例えば、有機野菜の買い付け・輸出を業務内容とするタイのスウィフト社は、地元の契約農家への経済的・技術的支援を行うことによって、農民の経済的自立と農産物の高品質化の両立に成功、貧困問題の解決にもつながるユニークな CSR を展開していた (p.103 参照)。また欧米系企業であるネスレ・フィリピン社では、サプライヤーの環境法令遵守意識を向上させるため、グリーンング・サプライチェーンプログラムに取り組み、環境意識の底上げとサプライヤー同士の環境情報・技術の共有を進めていた (p.93 参照)。この取り組みには、フィリピンの CSR 推進団体である PBSP (Philippine Business for Social Progress) が着目、フィリピン国内に同様の取り組みを広める活動に乗り出している。

このような先進的な取り組みはまだまだ一部ではあるものの、アジア地域においては CSR への取り組みが徐々に広がっているといえる。

## 1.5 CSR に関する国際的なガイドライン等

CSR に関しては現在、世界的に合意されたガイドラインや指標といったものはないが、すでに国際連合や経済協力開発機構 (OECD) 等の国際機関によって関連するガイドライン等が発表されているほか、CSR 推進のための国内規格を整備している国もある。一方、ISO においては現在、企業等の社会的責任 (SR) の規格 (ガイドライン) づくりが進められている。

### (1) 国連のグローバル・コンパクト

国連グローバル・コンパクトは、1999年1月に開催されたダボス会議 (世界経済フォーラム) において、国連のアナン事務総長が提唱した企業行動原則で、2000年7月に正式に発行された。人権、労働、環境、腐敗防止の4分野にわたる10の普遍的な原則が示され、参加を表明

した企業はそれぞれの影響力の及ぶ範囲においてこれを遵守・実践し、その結果を公表する仕組み。企業活動の中でこれらの原則を遵守・実践することを通して、世界に積極的な変化をもたらすことを狙いとしている。2005年3月15日現在で1,970社・団体が参加、日本からも31社が参加している。10の普遍的原則は以下の通り。なお10番目の腐敗防止に関する原則は2004年6月に追加された。

[人権]

- ①国際的に宣言されている人権の擁護を指示し、尊重する
- ②人権侵害に加担しない

[労働]

- ③組合結成の自由と団体交渉権の権利を実効あるものにする
- ④あらゆる形態の強制労働を排除する
- ⑤児童労働を実効的に廃止する
- ⑥雇用と職業に関する差別を撤廃する

[環境]

- ⑦環境問題の予防的アプローチを支持する
- ⑧環境に関して一層の責任を担うためのイニシアティブをとる
- ⑨環境にやさしい技術の開発と普及を促進する

[腐敗防止]

- ⑩強要と賄賂を含むあらゆる形態の腐敗を防止するために取り組む

## (2) OECDの多国籍企業ガイドライン

OECDは2000年6月、1976年に作成した「多国籍企業ガイドライン」を改訂した。このガイドラインは、OECD加盟国政府が多国籍企業に対して協同して行う勧告であり、多国籍企業に求められる行動規範をガイドライン化したもの。法的拘束力はなく、採用するかどうかは企業の自主性に任せられている。

2000年の改訂は、生産拠点のグローバル化などに伴って、児童労働などの社会的問題が顕在化したことを受けたもので、持続可能な開発の概念、地域社会と多国籍企業との紛争防止や信頼性向上に関する項目を盛り込むために行われた。新ガイドラインには持続可能な開発を実現するために環境、社会、経済の各側面を強化する記述が加えられている。ガイドラインでは一般原則として、「進出先の持続可能な開発の達成に配慮し、社会、環境、経済発展に貢献すべき」とした上で、情報開示、雇用・労使関係、環境、贈賄の防止、消費者利益、科学・技術（技術移転など）、競争（反競争的取り決めの禁止など）、課税（納税義務の履行など）の8分野にわたって具体的な行動ルールが示されている。

なお、OECDでは、ガイドラインの違反に対して加盟国政府がとるべき行動方針も定めている。例えばガイドラインの違反によって労働者の権利侵害や労働争議が起きた場合は、労働組合がOECD加盟国であれば自国の、非加盟国であれば多国籍企業の母国のNCP（ナショナル・コンタクト・ポイント）に訴えることができることとなっている（日本のNCPは外務、厚生労働、経済産業の3省で構成）。NCPが訴えを取り上げた場合は、NCPが経済団体（例：日本経団連）や労働団体（例：連合）と協議や調査を行って、その結果がOECDの多国籍委員会に報告される。最終的には、OECDの総会を経て結果が公表されることになる。



### (3) コー円卓会議の企業行動指針

日米欧のグローバル企業の経営者で構成される民間グループである「コー円卓会議」は1994年、企業行動指針をまとめている。これは日米欧の企業経営者が協同して作成した初めての企業行動指針で、企業が社会の信頼性を獲得しつつ建設的な役割を果たすためには、企業自らが世界規模の企業責任の問題に目を向け、行動を律していく必要があるとした共通認識の下に作成されたもの。

指針は、第1章にあたる前文において、「道徳的価値観に基づく企業の意思決定の必要性」を説明した後、第2章において以下の7つの一般原則を示している。

- ①企業の責任：株主だけでなくすべてのステークホルダーに対する責任
- ②企業の経済的及び社会的影響
- ③企業行動：法令遵守だけではなく信頼の精神の重要性
- ④ルールへの尊重：貿易摩擦の回避を超えた協力体制の確立
- ⑤多角的貿易の支持
- ⑥環境への配慮：「保護（環境へのマイナス面での影響を削減する対応）」から「促進（植林などの環境へのプラス面での対応強化）」へ進展
- ⑦違法行為などの防止：利潤より平和

また、第3章においては、ステークホルダーに対する原則を掲げ、ステークホルダーを顧客、従業員、オーナー・投資家、仕入先、競争相手、地域社会の6つに区分し、行動原則を記述している。

### (4) ISOによる規格制定作業

ISOでは2001年4月、理事会において「企業の社会的責任に関する国際標準規格の必要性和実現可能性」について調査を実施することが決定され、理事会の諮問機関である消費者政策委員会（COPOLCO: Committee on Consumer Policy）において検討が進められた。その後2002年6月、トリニダード・トバコで開催されたCOPOLCO総会には、具体的検討作業を担当したワーキング・グループから「規格化の実現は可能」とした報告書が提出された。引き続き2002年9月に開かれた理事会において、ISOの技術管理評議会（TMB: Technical Management Board）のもとに、さまざまなステークホルダー（産業界、労働界、消費者、NGOなど）で構成される高級諮問委員会を設置し、そこでCOPOLCOの報告書を参考に、規格化の是非、規格の対象範囲やタイプに関する検討が行われることとなった。

2004年4月には、①規格は第三者評価を伴う認証取得型ではなく対象機関の自主的取り組みを手引きするガイドライン（指針）型とする、②規格の策定プロセスにおいては開発途上国やNGOの参加を確保する、③規格内容の検討は既存の専門委員会ではなく新しい委員会を設置して行う——などとした高級諮問委員会の勧告がまとめられた。これを受けて2004年6月、TMBは第三者認証型ではなくガイドライン型のSR規格策定に取り組むことを正式に決定した。なお、社会的責任を負うのは企業のみではなくあらゆる組織であるとしたISOの議論の結果、規格化の議論の対象は当初のCSRから「SR」へと変更された。

規格化の具体的作業は、2005年3月7日～11日にかけてブラジル・サルバドール市で開催した第1回ISO/SRワーキング・グループ総会から始まり、2008年頃にはSRに関するガイ

ダンス規格が制定される見込みとなった。

#### (5) その他のガイドライン等

その他の CSR に関するガイドライン等としては、まず、GRI (Global Reporting Initiative) の「サステナビリティ・リポーティング・ガイドライン 2002」が挙げられる。GRI は、UNEP (国連環境計画) の公認協力機関の位置づけをもつ民間組織で、企業、NGO、労働団体、会計士団体、環境保護団体、投資家などのマルチステークホルダー集団といえる。GRI のガイドラインは、企業が活動内容を環境的側面だけでなく、社会的側面、経済的側面を含めた 3 つの要素(トリプルボトムライン)として報告する際の持続可能性報告書の作成ガイドラインである。ガイドラインではトリプルボトムラインに応じたパフォーマンス指標が環境的要素、社会的要素、経済的要素に分けて示されている。このうち社会的指標としては、労働慣行と公正な労働条件、人権、社会、製品責任の 4 種類が挙げられている。なお、現在 CSR 報告を行っているグローバル企業のほとんどがこのガイドラインを参考としているといわれている。

また、CSR に関する国内規格を作成している国もある。例えばイギリスの「SIGMA Guidelines」(サステナビリティ統合マネジメントシステムガイドライン)、フランスの規格である「持続可能な開発—企業の社会的責任」(SD21000)、オーストリアの企業の社会的責任に関する規格「AS8003」などが挙げられる。その他関連する規格等としては、イギリスの社会倫理説明責任研究所 (Institute of Social and Ethical Accountability) が 1999 年に発表した AA1000 がある。これは企業が社会倫理報告を行う際のプロセスに関する団体規格である。また米国には、不公正な労働をなくすことを目的作られた労働・倫理分野の団体規格である「社会的説明責任 8000」(SA8000) がある。これは、1997 年に米国の CSR に関する非営利シンクタンクである経済優先研究所 (CEP: Council for Economic Priorities) が中心となって結成した CEP 認証機関が作成したもので (2001 年に改訂)、児童労働、強制労働問題などに関する認証をとまなう規格として世界各地で利用されている。

(中寺良栄)